平成27年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題:憲法(配点:100点)

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。解答用紙は、全部で8ページである。問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- **3** 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- **4** 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- **5** 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」 を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

公職選挙法(以下「法」と略)は、未決拘禁者については不在者投票を実施しながら(法第49条第1項)、既決の受刑者については選挙権を有しないものとしている(法第11条第1項第2号)。このように法が既決の受刑者から選挙権を剥奪していることにつき、関連する判例に必ず言及しながら、その合憲性を検討しなさい。

(配点:60点)

[参照条文]

法第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一削除
- 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 三 略

四 公職にある間に犯した刑法 (明治 40 年法律第 45 号)第 197 条 から第 197 条 の 4 までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律 (平成 12 年法律第 130 号)第 1 条 の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた 目から 5 年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

五 略

(第2項以下は略)

法第 48 条の 2 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一略
- 二略
- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 略

(憲法)

五 略

(第2項以下は略)

法第49条 前条第1項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより……不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

第2問

以下の問1、問2のいずれにも答えなさい。

(配点:40点)

- 問1 憲法第58条第2項は国会の各議院に「その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め」ることを認めており、これに基づき衆参両議院は議院規則を制定している。他方で国会法は多くの議院手続準則を詳細に規律している。このことと憲法第58条第2項との関係について論じなさい。
- 問 2 議員の除名処分に対する司法審査の及ぶ範囲は、衆参両院議員と地方議会議員 との間で違いがあると考えられるかどうかについて論じなさい。